原発事故損害賠償説明会 平成24年3月3日(土) 午前10時30分から(開場:午前10時)

避難生活等による 精神的損害はどう なるのですか?

生活費の 増加分は 請求できるの?

を対しては支払わ なければいけないの ですか?

歴難等対象区域外からの 自主避難の人は 賠償されないのですか?

原発事故により被害に遭われた皆様にお見舞い申し上げます。東京電力に対する損害賠償について、東電の賠償請求書は、記載方法が難しいだけでなく、賠償内容が不十分であるといわれています(慰謝料の額が低額に過ぎる、生活費増加分の問題等)。また、いわゆる自主避難の方にも紛争審査会が一定の賠償を認める指針を出しましたが、十分な内容とはいえません。そこで原発損害賠償の方法や東電の請求書の記載上の注意点等について、説明会を行います。説明会終了後には個別の法律相談をお受け致します。横浜市中区の弁護士会館での説明会を県内2ヶ所でテレビ中継いたします。お近くの各会場にご参加ください。説明会の案内は、横浜弁護士会HP及び携帯サイトでご覧いただけます。



場所 県内3ヶ所で同時開催いたします。

		最寄駅からのご案内	定員	受付方法
•	① 快浜井護工云郎	JR関内駅 南口より徒歩10分	1206	予約不要。小さな お子様と一緒に参 加できる会場の用 意がございます。
		市営地下鉄関内駅 1番出口より徒歩10分		
		みなとみらい線 日本大通り駅 1番出口よ り徒歩1分		
	②横浜弁護士会 相模原支部会館	JR横浜線相模原駅 JR相模原駅からバス (1、2番)市役所前下車、徒歩3分	30名	申し込み制 (テレビ上映)
	③横浜弁護士会 県西支部会館	JR小田原駅 徒歩10分	20名	申し込み制 (テレビ上映)

※②③の会場は、事前申し込み制となります。参加希望の場合は、裏面のご希望の会場 に直接お申し込み下さい。ご希望の会場・お名前・ご連絡先電話番号・参加人数をお 伺いいたします。

お問い合わせ・予約受付は、いずれも平日、午前10時~午後5時までとなります。

※定員を超えた場合は、ご入場いただけない場合がございますのでご了承ください。

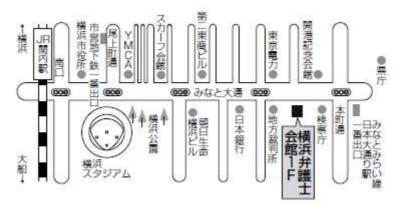


3/3 原発事故損害賠償説明会 会場のご案内

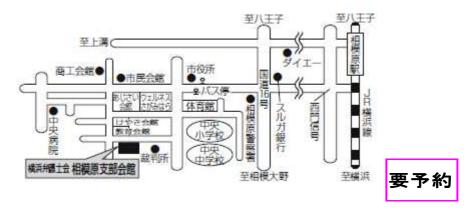


①関内会場(横浜弁護士会館)

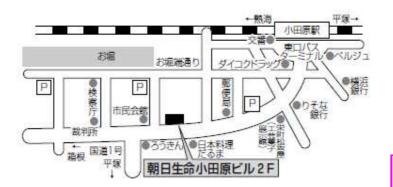
電話045-211-7711



②相模原会場(横浜弁護士会相模原支部会館) 電話042-751-0958



③小田原会場(横浜弁護士会県西支部会館) 電話0465-22-5671



要予約